

瀬戸内町総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内町（以下「町」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において実施する総合評価方式に関し、その試行に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に基づき試行する総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、町が、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うために、入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）に価格以外の技術的な要素に係る資料（以下「技術資料」という。）を提出させ、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術力、地域貢献の面から最も優れた者を落札者とする方式とする。

2 総合評価方式の類型については、以下のとおりとする。

(1) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式。

(2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式。

(3) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、企業の施工能力や配置予定技術者等を評価する方式。

3 各類型における価格以外の技術的な要素の設定については、次のとおりとする。

(1) 標準型及び簡易型

案件毎に設定する。

(2) 特別簡易型

工種毎に設定する。

(対象工事)

第3条 この要領に基づく試行の対象とする工事は、一般競争入札（WTO 対象を除く。）又は指名競争入札に付する工事のうち、瀬戸内町入札制度等検討委員会要領（令和8年8月24日訓令第7号）に定めた「瀬戸内町入札制度等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）にて決定する。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 町は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるにあたり留意すべき事項については、鹿児島県土木部総合評価技術委員会設置要領（平成18年11月21日施行）で定める「総合評価技術委員会」（以下「技術委員会」という。）の意見を聞かなければならない。

2 町は、前項の規定による当該意見聴取においては、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、価格以外の技術的な要素に係る評価結果（以下「技術評価点」という。）の適否について技術委員会の意見を聞かなければならない。

3 第1項の「留意すべき事項」とは、「瀬戸内町総合評価方式における価格以外の技術的な要素に係る評価項目及び評価基準」をいう。

4 町は、第1項の意見を聞くときは、事前に「検討委員会」で検討するものとする。

（落札者決定基準等の決定）

第5条 町は、前条に規定する技術委員会の意見を踏まえ、落札者決定基準及び技術評価点を決定するものとする。

2 前項の技術評価点は落札者決定後に公表するものとする。

3 落札者は、落札者決定基準に基づき評価した結果のうち、評価値の最も高い者とする。ただし、同点の場合は当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

4 価格に関する入札は、技術評価点決定後に行うものとする。ただし、次条第3項に規定する自己採点方式により落札候補者を決定する場合は、この限りではない。

（技術資料等の提出）

第6条 技術資料の受付期間は、公告または指名通知送付の日の翌日から起算して7日（町の休日を除く。）以内とする。

2 前項の技術資料を提出しない入札参加希望者には、入札参加資格を認めないものとする。

3 第1項の規定に関わらず、自己採点方式にて落札候補者を決定する場合には、技術資料の受付期間は、落札候補者決定した日から5日（町の休日を除く。）以内とする。

4 前2項の期間は、工事の規模及び内容等に応じて5日間程度増減することができる。

（入札公告又は指名通知に示す事項）

第7条 町は、総合評価方式により入札を行おうとするときは、次の事項について公告又は指名通知に記載する。

（1）総合評価方式による入札であること

（2）技術資料の内容及び提出期限

（3）落札者決定基準に関する事項

- (4) 第9条に関する事項
- (5) 第10条に関する事項
- (6) その他総合評価方式に関する事項

(総合評価方式入札結果の公表)

第8条 町は、落札決定後、速やかに総合評価方式による入札結果を入札参加者へ通知するとともに、閲覧により公表するものとする。

(総合評価方式入札結果に対する疑義照会)

第9条 入札参加者は、前条により通知された日から起算して7日(町の休日を除く。)以内に、自らの技術評価点について書面にて疑義照会を行うことができる。

- 2 町は、疑義照会があった場合、照会のあった日の翌日から起算して7日(町の休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(評価内容の担保)

第10条 町は、提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置については、次のとおりとする。
ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

- (1) 落札者は、技術資料を提出し評価対象とされた配置予定技術者(以下「配置予定技術者」という。)を、当該工事の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任であることとし、更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこととする。
- (2) 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- (3) 配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者の承認を得たときを除き、原則としてできないものとする。
- (4) 病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合等において発注者が配置予定技術者の変更を承認したときは、落札者は、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置しなければならない。この場合において、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置することが出来ないときは、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、工事成績評定点から10点を減点するものとする。
- (5) 病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる場合等を除き、配置予定技術者を当

該工事に配置できない場合は、「瀬戸内町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」(平成8年4月1日訓令第6号)に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。この場合において、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除等の措置をとることがあるものとする。

(6) 前号の規定は、当該工事において建設キャリアアップシステム(一般社団法人 建設業振興基金へ技術者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを登録・蓄積して活用)を運用する誓約をしたにも関わらず、誓約内容を履行しなかった場合、または履行していないことが確認された場合においても適用する。

(7) その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国総建第316号)によるものとする。

(入札の無効)

第11条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。また、契約担当者により入札参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定時点において指名停止を受けている者等、落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札についても無効とする。

(技術資料に関する機密の保持)

第12条 町は、この要領に基づき入札参加希望者から提出された技術資料については、公表しない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて定めるものとする。

附則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。